

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 6 月 15 日

申請者 氏名又は名称 *ヤマグチ タニガウ*  
 住所 *大阪府吹田市南正直4丁目13-9*  
 代表者氏名 *林貴志*  
 電話番号 *06-6155-9864*  
 FAX番号 *06-6155-9867*  
 メールアドレス *y.yamaguchi@tanigawa.jp.ne*

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 4 年 6 月 15 日

申請者 氏名又は名称 株式会社谷川  
住 所 大阪府吹田市南正庄4丁目13-9  
代表者氏名 代表取締役 谷川貴之

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏名	フリガナ
代表取締役	ハヤシタケル 谷川 貴之
取締役	タニロウケイコ 谷川 圭子
取締役	タニガワトメア 谷川 明尚
取締役	タニガワナオキ 谷川 尚輝
事業の範囲	給排水設備工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社(谷川)
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 〒564-0012          住所 大阪府吹田市南正雀4丁目13-9          電話番号 06-6155-9869          FAX番号 06-6155-9867          メールアドレス y.yamaguchi@tanigawa.jp.net</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 別表（水道法施行規則第18条関係）

## 機 械 器 具 調 書

令和 4 年 6 月 15 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	パイプカッター パイプカッター	PTP-240 〃 丸鋸	3 3	
	塩ビカッター	VC-0334	2	
	エンジンカッター ・金切りのこ	EC-9500C	1 1	
管の加工用の機械器具	パイプねじ切り機 パイプねじ切り機	ラギット式 ヘビーリート型	1 1	
	溶接カッター	GAW-135	1	
	穿孔機		1	
	ドリル		2	
接合用の機械器具	パイプレンチ ウォーターフライト	AP250 WP250PNK	3 6	
	モンキーレンチ	SWM-38S	4	
	Y型トレンチ	3130MP	1	
	ハンドリーマー	10~38mm	2	
	ハンドリーマー ・トライランプ	15~67mm	2	
水圧テストポンプ	手動水圧ポンプ 電動水圧ポンプ	T-100K TP-50B	1 1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 6 月 15 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 ハリ

住 所 大阪府吹田市南正雀4丁目13-9

代表者 氏名 代表取締役  
井貴人

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

大阪府吹田市南正雀四丁目 13番9号  
株式会社谷川

会社法人等番号	1209-01-034482	
商 号	株式会社谷川	
本 店	<u>大阪府摂津市鳥飼新町一丁目6番33号</u>	
	大阪府吹田市南正雀四丁目13番9号	平成29年 8月 3日移転
		平成29年 8月 3日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成26年9月5日	
目的	<u>1. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理</u> <u>2. 建築工事及び土木工事の請負</u> <u>3. イベントの企画及び運営</u> <u>4. インターネット、その他通信網を利用する情報提供及び処理業務</u> <u>5. 各種コンサルタント業務</u> <u>6. 飲食店の経営</u> <u>7. 便利屋（各種軽作業の請負）事業</u> <u>8. 通信販売業務</u> <u>9. 前各号に付帯する一切の業務</u>	
	1. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理 2. 建築工事及び土木工事の請負 3. 給排水設備工事業 4. イベントの企画及び運営 5. インターネット、その他通信網を利用する情報提供及び処理業務 6. 各種コンサルタント業務 7. 飲食店の経営 8. 便利屋（各種軽作業の請負）事業 9. 通信販売業務 10. 前各号に付帯する一切の業務 令和 1年11月29日変更 令和 1年12月 3日登記	
発行可能株式総数	400株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	
資本金の額	金100万円	

大阪府吹田市南正雀四丁目13番9号  
株式会社谷川

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。		
役員に関する事項	取締役 谷川圭子	✓	
	取締役 林貴志	●	
	取締役 谷川朋尚	✓	平成29年 1月 5日就任 平成29年 1月18日登記
	取締役 谷川尚輝	✓	平成29年 1月 5日就任 平成29年 1月18日登記
	大阪府摂津市鳥飼新町一丁目6番33号 代表取締役 林貴志	平成28年10月14日就任 平成28年10月17日登記	
登記記録に関する事項	設立	平成26年 9月 5日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和4年 6月 9日  
大阪法務局北大阪支局  
登記官

尾崎道夫



# 定款

株式会社谷川

## 定 款

### 第 1 章 総 則

(商 号)  
第 1 条 当会社は、株式会社谷川と称する。

(目 的)  
第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。  
1. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理  
2. 建築工事及び土木工事の請負  
3. 給排水設備工事業  
4. イベントの企画及び運営  
5. インターネット、その他通信網を利用する情報提供及び処理業務  
6. 各種コンサルタント業務  
7. 飲食店の経営  
8. 便利屋（各種軽作業の請負）事業  
9. 通信販売業務  
10. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)  
第 3 条 当会社は、本店を大阪府吹田市に置く。

(機関構成)  
第 4 条 当会社は、取締役会、監査役その他会社法第 326 条第 2 項に定める機関を設置しない。

(公告方法)  
第 5 条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

### 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)  
第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、400 株とする。

(株券の不発行)  
第 7 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)  
第 8 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載の請求)  
第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)  
第 10 条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

- 第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

- 第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。
- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

### 第3章 株主総会

(招 集)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

(招集手続の省略)

- 第14条 株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

- 第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

- 第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

#### 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(資格)

第21条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当会社に取締役2人以上いるときは代表取締役1人を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。  
③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第25条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

#### 第5章 計算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された  
株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないと  
きは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第29条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定  
めるところによる。

以上は当会社の現行定款である。

令和元年 12月5日

株式会社谷川  
代表取締役 林 貴志

この写しは原本と相違ないことを証明します。

令和 4 年 6 月 15 日

株式会社 谷川  
代表取締役 林 貴志



第二九八〇一五号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

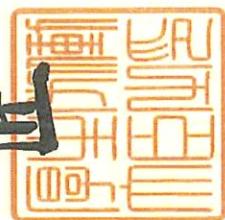
氏名 布川 広基

昭和四十八年十二月七日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月三十一日

厚生労働大臣 根本



第二九八〇一二号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 広島県

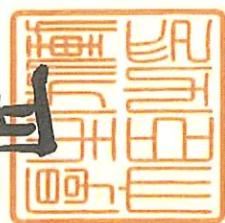
氏名 山口齊之

昭和五十九年六月一日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月三十一日

厚生労働大臣 根本正

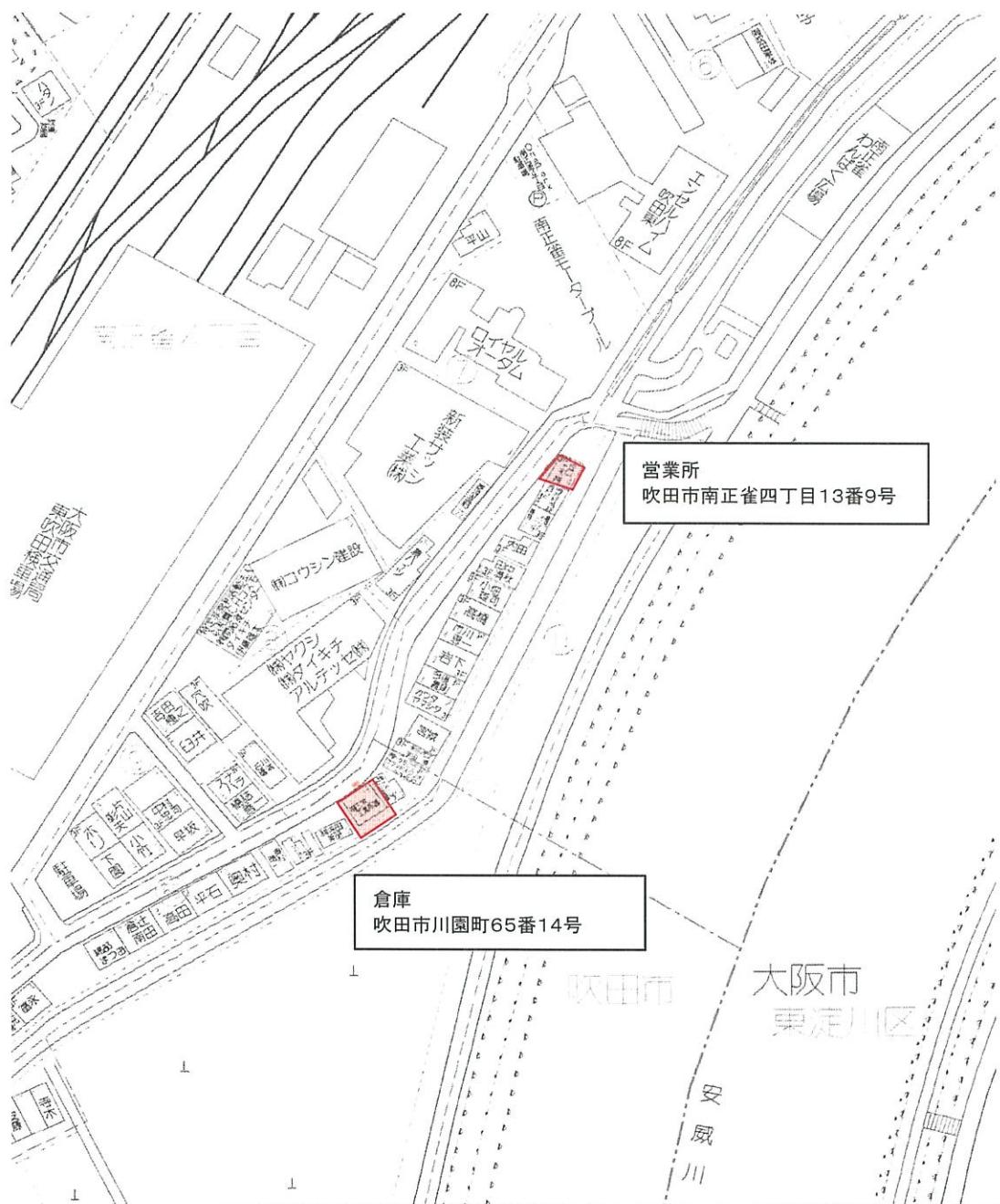


## 営業所の付近見取り図

営業所の所在地 吹田市南正雀四丁目13番9号

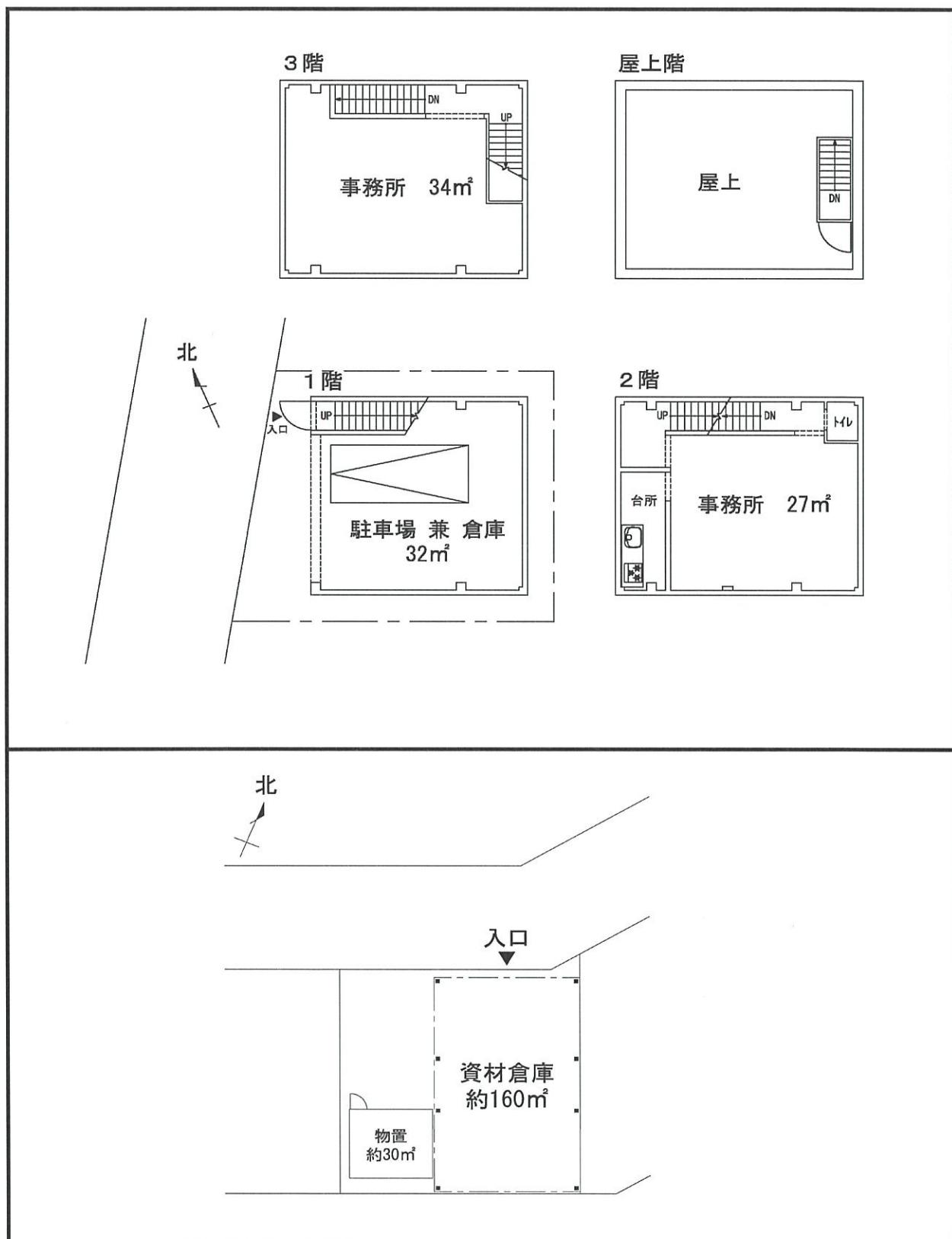
倉庫の所在地 吹田市川園町65番14号

(付近見取図)



※ 倉庫の位置が営業所と離れている場合は、倉庫の位置図を添付すること。

## 営業所の平面図



- ※ 1. 他に適当な図面がある場合は、その図面を添付することができる。
- 2. 平面図には、方位、階の表示、出入口の位置、部屋の用途及び面積を必ず記入すること。

## 営業所の写真（外観）



## 営業所（倉庫）の写真



## 営業所の写真（内部）



## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 6 月 15 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ タニガウチ 株式会社 谷川

住所 大阪府吹田市南庄町4丁目13-9

代表者氏名 フリガナ 代表取締役ヤンカシ  
木賀美一

電話番号 06-6155-9864

FAX番号 06-6155-9867

メールアドレス y.yamaguchi@tanigawa.jp.ne

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和4年6月15日

届出者

氏名又は名称 株式会社 谷川

住 所 大阪府吹田市南工窓4丁目13-9  
（代表取締役）

代表者氏名 村瀬太一

選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 谷川	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
布川 広基 山口 寿之	298015 298012	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第二九八〇一五号

給水装置工事主任者免状

本籍 大阪府

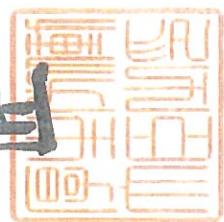
氏名 布川 広基

昭和四十八年十二月七日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月三十一日

厚生労働大臣 根本正



第二九八〇一二号

給水装置工事主任技術者免狀

本籍 広島県

氏名 山口賛之

昭和五十九年六月一日生

水道法(昭和三一年法律第二百七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免狀を交付する。

平成三十一年一月三十一日

厚生労働大臣 根本丘

